

第2章 基本理念

「大阪市地域防災計画」には、風水害についても、「自助」「共助」「公助」の3本柱を軸とした防災対策をとることが基本理念として謳われています。

→詳しくは、Ⅱ 震災編 第2章 防災の基本理念(19~22ページ)をご覧ください。

第3章 風水害への備え

1 自助

「自分(家族)の命を自分で守ること」



(1) 風水害から身を守るために

① 気象情報に注意する

テレビやラジオ、電話(177)、インターネットなどを利用して、気象庁から発表される警報・注意報や、区役所・消防署からの情報に注意しましょう。

また、むやみに外出しないようにしましょう。止むを得ず外出する際は、天気予報を確認し、少しでも危険を感じる場所には近づかないようにしましょう。特に堤防・海辺・河川への見物は事故のもとです。

風が強いとき

路上にいるとき

強風で瓦や看板が飛んだり、街路樹などが倒れたりします。無理して歩かず近くの頑丈な建物に避難しましょう。



屋内にいるとき

風圧や飛来物で窓ガラスが割れ、破片が吹き込む危険があります。風が強いときは窓に近づかないようにしましょう。

海辺にいるとき

海への転落や高波に巻き込まれる危険があります。また、高潮の恐れもあるので、速やかに海辺から離れましょう。

大雨のとき

川边にいるとき

上流の豪雨により、川が急に増水する危険があります。川などに近づかないようにしましょう。避難情報が出れば、速やかに建物の3階以上へ避難しましょう。なお、強風や豪雨の時には、防災スピーカーからの避難情報が聞こえないこともあるので、十分に注意しましょう。

車を運転しているとき

視界が悪く、ハンドル操作やブレーキがきかなくなることもありますので、運転は控えましょう。また、アンダーパスなど道路冠水のおそれがある場所は通らないようにしましょう。

路上にいるとき

浸水してきたら、近くの建物の3階以上へ避難しましょう。その際は、なるべく階段を使って上の階へ行きましょう。また、水路・側溝は水量が増えて危険ですので、近づかないようにしましょう。

(2) 風水害に対する日ごろの備え 家庭で準備できること

定期的に家の中や周囲をチェックしておきましょう。

風雨が強まってから屋根などの補強をするのは非常に危険です。絶対にやめましょう。

風水害から身を守るために

普段から備えておく

- ・水害ハザードマップで、自分の住んでいる場所がどの程度浸水するおそれがあるのか把握しましょう。
- ・周りより低い場所など、危険な箇所を把握しましょう。
- ・避難場所や避難ルートを確認しましょう。
- ・側溝や排水溝などにごみや落ち葉は溜まっていないかなど、家のまわりの点検をしましょう。
- ・浸水のおそれがある地域や低い土地に住んでいる方は、土のうなどの準備をしておきましょう。

気象情報に注意する

テレビやラジオ、電話（177）、インターネットなどを利用して、気象庁から発表される警報・注意報などの情報に注意しましょう。

降雨情報

大阪市のホームページ

(<http://www.ame.city.osaka.lg.jp/pweb/>) で、市内の雨の量などの情報がご覧いただけます。



むやみに外出しない

台風が接近しているときや豪雨のときは、外出しないようにしましょう。やむを得ず外出する際は、気象情報を確認し、少しでも危険を感じる場所には近づかないようにしましょう。特に堤防・海辺・河川への見物は事故のもとです。

■ 「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」の違い

	避難準備情報	避難勧告	避難指示
発令時の状況	◆人的被害の発生する可能性が高まった状況	◆人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	◆前兆現象の発生など人的被害の発生する危険性が非常に高い状況 ◆人的被害の発生した状況
皆さんに していただく 行動	◆避難行動要支援者や避難行動に時間を要する住民は、避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）	◆通常の避難行動ができる住民等は、避難所等への避難を開始	◆すべての住民等は、避難を直ちに完了

2 共助

「地域の皆さんで助け合うこと」

(1) 風水害時に避難するときは

「まだ大丈夫」「自分だけは大丈夫」と思い込まず、早めに避難することが命を守るポイントです。テレビやラジオ、防災行政無線（小学校や区役所等に設置された屋外スピーカー）からの情報に注意して、早めの避難を心がけましょう。

また、ご近所に避難行動要支援者がいる場合は、隣近所に声をかけて集団で避難するなどの配慮に努めましょう。集団で避難する際には、はぐれないように体の一部をロープなどで結んで避難するとよいでしょう。特に高齢者や病人、子どもなどは背負い、安全を確保しましょう。



※その他、避難所における配慮事項などについては、Ⅱ 震災編 に同じです。詳しくは、38～40 ページをご覧ください。

3 公助

「行政による支援」

(1) 動員計画

災害が発生・拡大するおそれがある場合に応急対策活動を迅速かつ的確に行うに必要な職員の動員配備を定めています。動員計画については、48～49 ページをご覧ください。

台風接近時には、台風の進路・規模に応じた種別の動員を発令します。

勤務時間外に大雨・洪水警報が発表された場合は、少なくとも職員 4 名が区役所に参集し、災害対応にあたります。

また、特別警報が発表された場合、1 号動員の指令（48 ページ参照）があったものとして、全職員が参集して災害対応にあたります。

(2) 具体的な行動

速やかに災害対応を行うため、あらかじめ行動内容を定めています。

具体的には、

- ・ 区役所ホームページやツイッターなどを活用し、区民の皆さんに警報発令状況（大雨・暴風雨）を周知
- ・ 消防署、警察署、建設局などから被害情報を収集
- ・ 区民の方からの問合せに対して関係部署へ連絡
- ・ 必要に応じて、避難所を開設

などの対応を行います。

(3) 災害後の対応

浸水被害などに遭われた方に対し、次の対応を行います。

内容	担当部署	連絡先 電話番号
住居に浸水被害を受けられ、保険等の手続きに被災証明が必要なとき		
被災証明の発行	区役所 企画調整課 地域担当	6622-9787
実際に居住されている住宅が、床上浸水と認定されたとき		
災害見舞金の支給	区役所 企画調整課 地域担当	6622-9787
床上・床下浸水被害を受けられたとき		
消毒液（クレゾール石鹼液）の配付	区保健福祉センター 地域保健担当	6622-9973
浸水によりごみが出たとき		
ごみの収集	南部環境事業センター	6661-5450
住宅、家財等に著しい被害を受けられたとき ・・・保険料が減免される場合があります		
国民健康保険料の減免	区役所 窓口サービス課 保険管理担当	6622-9946
後期高齢者医療保険料の減免	区役所 窓口サービス課 保険年金担当	6622-9956
介護保険料の減免	区役所 保健福祉課 介護 保険担当	6622-9859
家屋に被害を受けられたとき ・・・家屋の固定資産税が減免される場合があります		
固定資産税の減免	財政局 あべの市税事 務所 固定資産税(家 屋)グループ	4396-2958
人的な被害、住居・家財に損害を受けられたとき ・・・市民税が減免される場合があります		
市民税の減免	財政局 あべの市税事 務所 市民税等グルー プ	4396-2953
その他（浸水が予想される時）		
土のうの貸し出し	建設局 平野工営所	6705-0102

■ その他、起こりうる災害

地震や風水害のような自然災害のほかに、火災や事故などによる災害の発生が想定されます。

住宅・ビル等の火災、道路交通の事故、鉄道事故、ヘリコプターや航空機の墜落、石油・ガス・化学物質の漏れ・爆発などが発生した場合は、燃料漏れによる爆発・延焼などの危険性があります。

また、すぐには原因が特定できない場合や目に見えない有毒ガスが漏れている場合は、危険性がわからず、被害を受けることもあります。

いずれの場合も、速やかに現場から避難しましょう。

なお、火災・事故の現場においては、「警戒区域」が設定され、この区域の外への避難が呼びかけられる場合があります。

そのような場合は、現場の対応をしている関係機関の職員の指示に従いましょう。